

三田市地域公共交通会議

報告事項

「三田市地域公共交通会議の法定協議会への移行について」

1. 現在の状況

現在、公共交通に関しては平成 26 年 11 月より「三田市地域公共交通会議（交通会議）」を設置し、協議及び報告事項に応じて年に 2 回程度開催してきた。

2. 三田市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の設置に伴う組織の移行**(1) 設置の理由**

市では平成 29 年度より、市全体の持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るための方針や具体的な方策などを示す計画「三田市地域公共交通網形成計画」を策定予定であり、策定にあたっては地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条に基づき協議会を設置しなければならない。

(2) 交通会議から法定協議会への移行

下記の事項を踏まえ、交通会議を法定協議会へ移行し統合する。

- 根拠となる法令や目的は異なるが、いずれも地域公共交通に関し協議する場である。
- 交通会議の委員は、法定協議会委員としても参加していただく必要があり、委員の多くが重複する。

3. 移行の手法

三田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の施行にともない、現行の三田市地域公共交通会議設置要綱を廃止する。

なお、内容については、現行の三田市地域公共交通会議の規定及び所掌事務を踏襲しつつ、地域公共交通活性化協議会の所掌事務及び委員を新たに追加する形とする。

（参考） 地域公共交通活性化協議会設置要綱

(参 考)

三田市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域の需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画(以下「形成計画等」という。)の策定並びにこれらの実施に関し必要な協議を行うために、三田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画等の策定及び変更に関する事項
- (4) 形成計画等の実施の協議及び連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画等に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (3) 鉄道事業者及びその関係団体の職員
- (4) 公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
- (7) 兵庫県及び三田市道路管理者又はその指名する者
- (8) 兵庫県三田警察署長又はその指名する者
- (9) 市民及び地域公共交通の利用者
- (10) 学識経験者
- (11) 市長又はその指名する者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長2人以内
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会長が認めるときは、会議を開催することなく、書面による協議を行うことができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(分科会)

第8条 第2条第1項に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、三田市地域公共交通担当課に置く。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後及び任期満了後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

(三田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

3 三田市地域公共交通会議設置要綱（平成26年11月27日施行）は、廃止する。